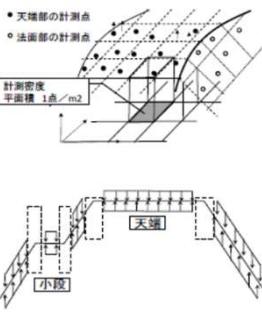
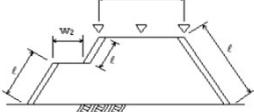


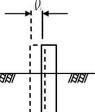
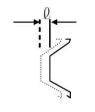
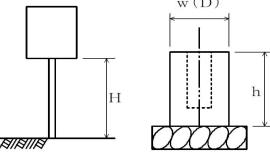
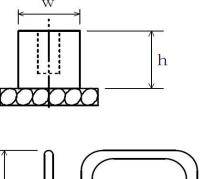
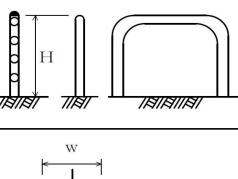
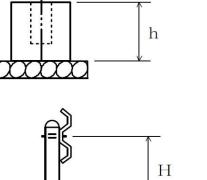
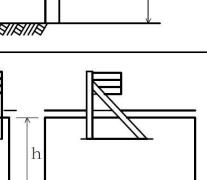
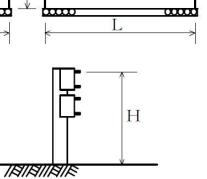
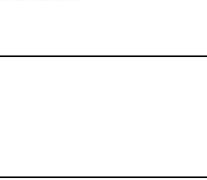
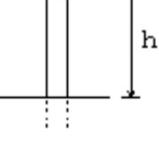
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第2章土工 第3節河川土工・砂防土工	2-3-2	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は掘削部の両端及び中心の3点で測定しその平均値とする。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点管理を行なう場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。			
			法長ℓ	ℓ < 5 m ℓ ≥ 5 m	-200 法長-4%			
			延長L		-200			
	2-3-2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。 計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることには、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
			平場	標高較差	±50 ±150			
			法面	水平または 標高較差	±70 ±160			
	2-3-2	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。 計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		
			平場	標高較差	±50 ±300			
			法面	水平または 標高較差	±70 ±300			
	2-3-3	盛土工	基準高▽	-50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は掘削部の両端及び中心の3点で測定しその平均値とする。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点管理を行なう場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。</p>			
			法長ℓ	ℓ < 5 m ℓ ≥ 5 m	-100 法長-2%			
			幅w ₁ , w ₂		-100			
			延長L		-200			

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第2章 土工	第3節 河川土工・砂防土工	2-3-3 盛土工 (面管理の場合)		平均値 天端 標高較差 法面4割く勾配 標高較差 法面4割≥勾配 標高較差	個々の計測値 -50 -150 -50 -170 -50 -170	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。</p> <p>計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることの場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
	2-3-4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚さt 控え長さ	-50 +0~-50 設計値以上		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。		
	2-3-5	法面整形工(盛土部)	厚さt	※-30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
	2-3-6	堤防天端工	厚さt 幅w	t < 15cm t ≥ 15cm -25 -50 -100		幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		

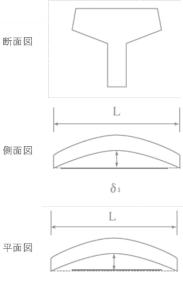
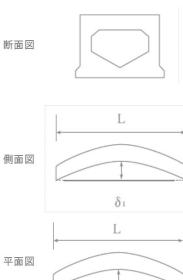
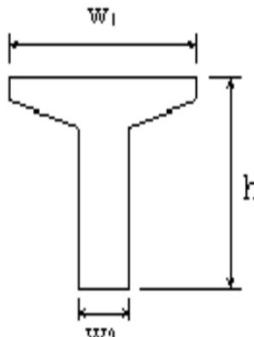
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第2章土工 第4節道路土工	2-4-2	掘削工	基 準 高 ▽	±50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定する。</p>			
			$\ell < 5\text{ m}$	-200				
			法長 ℓ					
			$\ell \geq 5\text{ m}$	法長-4%				
			幅 w	-100				
	2-4-2	掘削工 (面管理の場合)	延長 L	-200				
				平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。</p> <p>計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わるのは、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
			平場	標高較差	±50	±150		
			法面 (小段を含む)	水平または標高較差	±70	±160		
			法面 (軟岩I) (小段を含む)	水平または標高較差	±70	±330		

出来形管理基準規格値 (単位mm)										
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
第2章 土工 第4節 道路土工	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。						
		法長ℓ	ℓ < 5 m	-100						
			ℓ ≥ 5 m	法長-2%						
		幅w ₁ , w ₂	-100	幅w ₁ , w ₂ による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定する。						
		延長L	-200							
	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わるのは、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。					
		天端	標高較差	±50	±150					
		法面(小段含む)	標高較差	±80	±190					
	2-4-5	法面整形工(盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちがある場合に適用。					
第3章 無筋・鉄筋コンクリート工	第7節 鉄筋工	組立て	平均間隔d	±φ	d = D / (n - 1)	<p>重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 ・橋梁コンクリート床版(PC橋含む)の鉄筋については、第3編1-18-2 床版・横組工を適用する。 ・新設コンクリート構造物(橋梁上部・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト)の製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」を適用する。 (品質管理項目)</p>				
			かぶりt	±φ かつ最小かぶり以上	D : n本間の長さ n : 10本程度とする φ : 鉄筋径					
					工事の規模に応じて、1リット、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。					

第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位:mm）									
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		摘 要	
第1章一般施工 第3節共通の工種	1-3-4	矢板工【指定仮設・任意仮設は除く】 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
			根 入 長	設計値以上					
			変 位 θ	100					
	1-3-5	縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T.S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
	1-3-6	小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1基				
			幅 w (D)	-30	基礎1基毎				
			基 础 高 さ h	-30					
			根 入 長	設計値以上					
	1-3-7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基 础 幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。				
			基 础 高 さ h	-30					
			パイプ取付高 H	+30 -20	施工延長40mにつき1箇所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。				
			パイプ根入れ長	-30 +20					
	1-3-8	路側防護柵工 (ガードレール)	基 础 幅 w	-30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。				
			基 础 高 さ h	-30					
			ビーム取付高 H	+30 -20	施工延長40mにつき1ヶ所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。				
			パイプ根入れ長	-30 +20					
		路側防護柵工 (ガードケーブル)	基 础 幅 w	-30	1ヶ所／1基礎毎				
			基 础 高 さ h	-30					
			延 長 L	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。				
			ケーブル取付高 H	+30 -20					
			パイプ根入れ長	-30 +20					
	1-3-9	区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テスビースにより測定				
			幅 w	設計値以上					
	1-3-10	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10本				
					10本以下の場合は、2ヶ所測定。				

第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）								
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第 1 章 一 般 施 工	第 3 節 共 通 的 工 種	1-3-11	コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覽 II-82「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗料系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m ² とする。		
		1-3-12	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁 長 L (m) 断面の外形寸法 橋桁のそり δ_1 横方向の曲がり δ_2	$\pm L/1000$ ± 5 ± 8 ± 10	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準じる。		規格値のLに代入する数値はm単位の数値
			プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁 長 L (m) 断面の外形寸法 橋桁のそり δ_1 横方向の曲がり δ_2	$\pm 10\dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000\dots$ $L > 10m$ ± 5 ± 8 ± 10	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準じる。		規格値のLに代入する数値はm単位の数値
		1-3-13	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w ₁ 幅 (下) w ₂ 高さ h 桁長 ℓ 支間長 ℓ (ℓ-5) 横方向最大タワミ	+10 -5 ± 5 ± 10 ± 5 $\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell-5)$ かつ-30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表にかえることができる。 ℓ ：支間長(m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m ² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値 (単位mm)										
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定箇 所	摘 要			
第 1 章 一 般 施 工	第 3 節 共 通 的 工 種	1-3-13 プレキャストセグメント 製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。					
			断面の外形寸法							
1-3-14 プレキャストセグメント 主桁組立工			桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : 支間長(m)					
			支 間 長 ℓ	$\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$						
			かつて-30mm以内							
1-3-15 P C ホロースラブ製作工 R C 場所打ホロースラブ製作工 P C 版桁製作工			基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編1-18-2 床版・横組工に準ずる。 ℓ : 桁長(m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎟以上のボックスカルパート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する			
			幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$						
			厚 さ t	$-10 \sim +20$						
1-3-16 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工			桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編1-18-2 床版・横組工に準ずる。 ℓ : 桁長(m)		リート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎟以上のボックスカルパート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する			
			幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$						
			幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$						
P C 押出し箱桁製作工			内 空 幅 w_3	± 5	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編1-18-2 床版・横組工に準ずる。 ℓ : 桁長		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎟以上のボックスカルパート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する			
			高 さ h_1	$+10$ -5						
			内 空 高 さ h_2	$+10$ -5						
			桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$						
				$\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$						
			かつて-30mm以内							

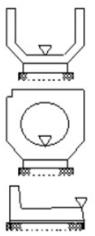
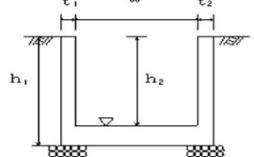
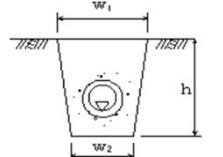
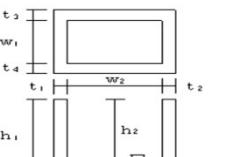
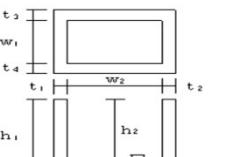
第3節 土木工事共通編

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第 1 章 一 般 施 工	第 3 節 共 通 的 工 種	根固めブロック工	層 積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
				厚さ t	-20			
				幅 w ₁ , w ₂	-20			
				延長 L ₁ , L ₂	-200			
			乱 積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。		
				延長 L ₁ , L ₂	- t / 2			
			沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎。		
				幅 w	±300			
				延 長 L	-200			
			捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。		
				幅 w	-100			
				延 長 L	-200			
			階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所		
				高 さ h	-30			
				長 さ L	-30			
				段 数	± 0 段			
				けあげ高 h	± 3			
				踏み幅 B	± 10			
				踏み幅 B	± 30			
					立体横断施設に適用			
					コンクリート打放しに適用			
					その他階段に適用			
					立体横断施設に適用			
					コンクリート打放しに適用			
					その他階段に適用			

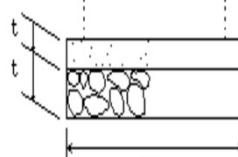
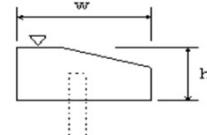
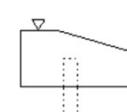
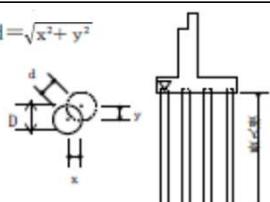
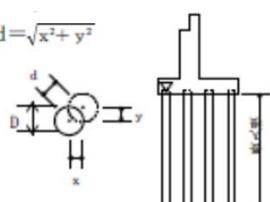
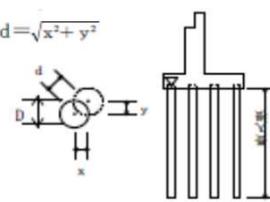
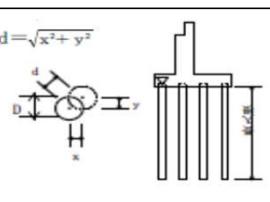
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値 (単位:mm)																																			
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																												
第1章一般施工 第3節共通的工種	1-3-24	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下																														
			表面 の 凹 凸	3																															
			仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し -2~0																															
1-3-24	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	<table border="1"> <tr><td>高さ</td><td>据付け高さ</td><td>±3</td></tr> <tr><td>橋軸方向各点誤差の相対差</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>表面 の 凹 凸</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>歯型板面の歯咬み合い部の高低差</td><td></td><td>2</td></tr> <tr><td>歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1</td><td></td><td>±2</td></tr> <tr><td>歯咬み合い部の横方向間隔 W_2</td><td></td><td>±5</td></tr> <tr><td>仕 上 げ 高 さ</td><td>舗装面に対し -2~0</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	高さ	据付け高さ	±3	橋軸方向各点誤差の相対差		3	表面 の 凹 凸		3	歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2	歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1		±2	歯咬み合い部の横方向間隔 W_2		±5	仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し -2~0											高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
高さ	据付け高さ	±3																																	
橋軸方向各点誤差の相対差		3																																	
表面 の 凹 凸		3																																	
歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2																																	
歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1		±2																																	
歯咬み合い部の横方向間隔 W_2		±5																																	
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し -2~0																																		
表面 の 凹 凸	3																																		
歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2																																		
歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1	±2																																		
歯咬み合い部の横方向間隔 W_2	±5																																		
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し -2~0																																		
1-3-24	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	<table border="1"> <tr><td>表面 の 凹 凸</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>仕 上 げ 高 さ</td><td>舗装面に対し 0~+3</td><td></td></tr> </table>	表面 の 凹 凸		3	仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3		高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下																										
表面 の 凹 凸		3																																	
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3																																		
1-3-26	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	<table border="1"> <tr><td>基 準 高 ▽</td><td></td><td>±500</td></tr> <tr><td>法 長 ℓ</td><td></td><td>-200</td></tr> <tr><td>延 長 L</td><td></td><td>-200</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	基 準 高 ▽		±500	法 長 ℓ		-200	延 長 L		-200				施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。																				
基 準 高 ▽		±500																																	
法 長 ℓ		-200																																	
延 長 L		-200																																	
1-3-27	多自然型護岸工 (かごマット)	<table border="1"> <tr><td>法 長 ℓ</td><td></td><td>-100</td></tr> <tr><td>厚 さ t</td><td></td><td>-0.2 t</td></tr> <tr><td>延 長 L</td><td></td><td>-200</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	法 長 ℓ		-100	厚 さ t		-0.2 t	延 長 L		-200				施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。																				
法 長 ℓ		-100																																	
厚 さ t		-0.2 t																																	
延 長 L		-200																																	
1-3-27	羽口工 (じやかご)	<table border="1"> <tr><td>法長 ℓ</td><td>$\ell < 3\text{ m}$</td><td>-50</td></tr> <tr><td></td><td>$\ell \geq 3\text{ m}$</td><td>-100</td></tr> <tr><td>厚 さ t</td><td></td><td>-50</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50		$\ell \geq 3\text{ m}$	-100	厚 さ t		-50				施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。																				
法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50																																	
	$\ell \geq 3\text{ m}$	-100																																	
厚 さ t		-50																																	
1-3-28	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	<table border="1"> <tr><td>高 さ h</td><td></td><td>-100</td></tr> <tr><td>延長 L_1, L_2</td><td></td><td>-200</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	高 さ h		-100	延長 L_1, L_2		-200				施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。																							
高 さ h		-100																																	
延長 L_1, L_2		-200																																	
1施工箇所毎																																			
1-3-28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	<table border="1"> <tr><td>基 準 高 ▽</td><td></td><td>±30</td></tr> <tr><td>※ 幅 w</td><td></td><td>-50</td></tr> <tr><td>※ 高 さ h</td><td></td><td>-30</td></tr> <tr><td>延 長 L</td><td></td><td>-200</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	基 準 高 ▽		±30	※ 幅 w		-50	※ 高 さ h		-30	延 長 L		-200				施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。																	
基 準 高 ▽		±30																																	
※ 幅 w		-50																																	
※ 高 さ h		-30																																	
延 長 L		-200																																	
1施工箇所毎																																			

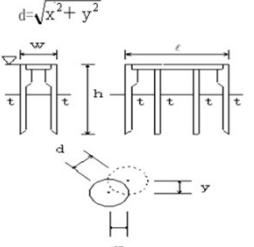
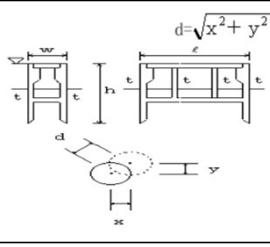
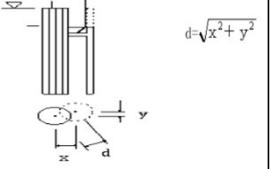
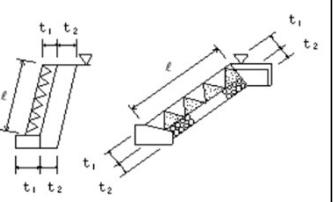
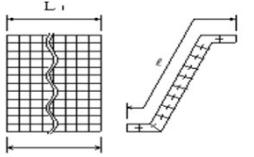
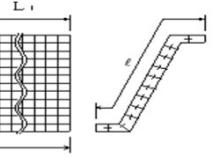
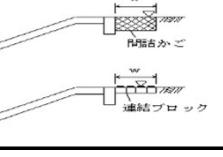
第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）							
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
第1章一般施工 第3節共通的工種	1-3-29	側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (L型側溝工) (L型街渠工) (LO型街渠工) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (管渠) 排水構造物修繕工 (プレキャストU型側溝・管(函)渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。		
			延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
			場所打水路工	基 準 高 ▽	±30		
				厚 さ t ₁ , t ₂	-20		
				幅 w	-30		
			暗渠工	高 さ h ₁ , h ₂	-30		
				延 長 L	-200		
1-3-30	集水井工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。			
				※幅 w ₁ , w ₂	-50		
				※深 さ h	-30		
			※延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1-3-31	現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	塗装終了時に測定する。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値(単位:mm)							
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章一般施工 第4節基礎工	1-4-1	一般事項 (床掘工)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、それ以下の場合は1施工箇所につき2ヶ所。		
			幅	-100			
	1-4-1	(切込砂利) (碎石基礎工) (割ぎり石基礎工) (均しコンクリート)	幅w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。		
			厚さt	-30			
			延長L	各構造物の規格値による。			
	1-4-3	基礎工(護岸) (現場打) 笠コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方式を用いることができる。		
			幅w	-30			
			高さh	-30			
			延長L	-200			
	1-4-4	基礎工(護岸) (プレキヤスト) 笠コンクリート工 (プレキヤスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の中は1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方式を用いることができる。		
			延長L	-200			
	1-4-4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
			根入長	設計値以上			
			偏心量d	D/4以内かつ100以内			
			傾斜	1/100以内			
	1-4-5	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
			根入長	設計値以上			
			偏心量d	100以内			
			傾斜	1/100以内			
			杭径	設計径以上			
	1-4-5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
			根入長	設計値以上			
			偏心量d	100以内			
			傾斜	1/100以内			
			杭径	{設計径(公称径)-30}以上			
	1-4-6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ラバーベルトの場合はその内径、補強リブを必要とする場合は補強リブの内径とし、モルタルワッピングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
			根入長	設計値以上			
			偏心量d	150以内			
			傾斜	1/50以内			
			基礎径D	設計径(公称径)以上			

第3節 土木工事共通編

出来形管理基準規格値（単位mm）					
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
第1章一般施工 第4節基礎工	1-4-7 オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量について各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
		ケーソンの長さ l	-50		
		ケーソンの幅 w	-50		
		ケーソンの高さ h	-100		
		ケーソンの壁厚 t	-20		
		偏心量 d	300以内		
第5節石・ブロック積（張）工	1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量について各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
		ケーソンの長さ l	-50		
		ケーソンの幅 w	-50		
		ケーソンの高さ h	-100		
		ケーソンの壁厚 t	-20		
		偏心量 d	300以内		
第5節石・ブロック積（張）工	1-4-9 鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
		根入長	設計値以上		
		偏心量 d	300以内		
第5節石・ブロック積（張）工	1-5-3 コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の中ものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	
		法長 l l < 3 m	-50		
		l ≥ 3 m	-100		
		厚さ（ブロック） (積・張)、石積・ 張) t ₁	-50		
		厚さ（裏込） t ₂	-50		
		延長 L	-200		
第5節石・ブロック積（張）工	1-5-4 緑化ブロック工 1-5-5 石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の中ものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	
		法長 l	-100		
		延長 L ₁ , L ₂	-200		
第5節石・ブロック積（張）工	1-5-3 コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の中ものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	
		法長 l	-100		
		延長 L ₁ , L ₂	-200		
第5節石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の中ものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方式を用いることができる。	
		幅 w	-100		
		延長 L	-200		

番 号		工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 簡 所	摘 要			
				個々の測定値		10個の測定値 の平均							
				中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
第1章一般施工	1-6-7	アスファルト舗装工	基 準 高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
	1-6-8	半たわみ舗装	厚 さ	-45	-45	-15	-15						
	1-6-9	排水性舗装	幅	-50	-50	—	—						
	1-6-12	コンクリート舗装											
		コンクリート舗装 (転圧コンクリート版工)											
	1-6-13	薄層カラー舗装工											
	1-6-14	ブロック舗装工 (下層路盤工)											
	1-6-7	アスファルト舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-8						
	1-6-8	半たわみ舗装	幅	-50	-50	—	—						
	1-6-9	排水性舗装											
	1-6-12	コンクリート舗装											
		コンクリート舗装 (転圧コンクリート版工)											
	1-6-13	薄層カラー舗装工											
	1-6-14	ブロック舗装工 (上層路盤工)											
		粒度調整路盤工											
第6節一般舗装工	1-6-7	アスファルト舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 150～300m ² N=1 個 300～2000m ² N=3 個 2000m ² ～ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
	1-6-8	半たわみ舗装	幅	-50	-50	—	—						
	1-6-9	排水性舗装											
	1-6-13	薄層カラー舗装工											
	1-6-14	ブロック舗装工 (上層路盤工)											
		セメント（石灰）安定処理工											
	1-6-12	コンクリート舗装	厚 さ	-15	-30	-5	-7						
		コンクリート舗装 (転圧コンクリート版工)	幅	-50	-50	—	—						
		(セメント（石灰・瀝青）安定処理工)											
	1-6-7	アスファルト舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7						
	1-6-8	半たわみ舗装	幅	-50	-50	—	—						
	1-6-9	排水性舗装											
	1-6-11	グーアスファルト舗装工											
	1-6-13	薄層カラー舗装工											
	1-6-14	ブロック舗装工 (上層路盤工)											
		加熱アスファルト安定処理工											
	1-6-7	アスファルト舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150～300m ² N=1 個 300～2000m ² N=3 個 2000m ² ～ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
	1-6-8	半たわみ舗装	幅	-25	-25	—	—						
	1-6-9	排水性舗装											
	1-6-11	グーアスファルト舗装工											
	1-6-13	薄層カラー舗装工											
	1-6-14	ブロック舗装工 (基層工)											

※ 工事規模の考え方 中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。
小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満

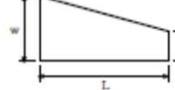
出来形管理基準規格値 (单位mm)

番号	工種	測定項目	規格値					測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値		10個の測定値の平均								
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
第一章 一般施工 第6節 一般舗装工	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 グースアスファルト舗装工 薄層カラー舗装工 (表層工)	平坦性	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割合でコアを採取し計測。 150~300m ² N=1個 300~2000m ² N=3個 2000m ² ~ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
			幅	-25	-25	—	—						
			3mプロフィルメータ 標準偏差（σ）2.4mm以下 直読式（足付き） 標準偏差（σ）1.75mm以下										
		コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 150~300m ² N=1個 300~2000m ² N=3個 2000m ² ~ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
			幅	-25	-25	—	—						
		コンクリート舗装工 (コンクリート舗装板工)	厚さ	-10	-10	-3.5	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠撤去後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 平坦性は各車線縁に版縫から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
			幅	-25	-25	—	—						
			コンクリートの硬化後、 3mプロフィルメータにより 機械舗設の場合： 標準偏差（σ）2.4mm以下										
			人力舗設の場合： 標準偏差（σ）3mm以下										
			目地段差	±2		±2							
		コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、下記の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 150~300m ² N=1個 300~2000m ² N=3個 2000m ² ~ N=3個+1000m ² に1個の割合	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
			幅	-25	-25	—	—						
		コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工	厚さ	-15	-15	-4.5	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠撤去後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線縁に版縫から1mの線上、全延長とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
			幅	-35	-35	—	—						
			転圧コンクリートの 硬化後、3mプロフィル メータにより標準 偏差（σ）2.4mm以下。										
			目地段差	±2		±2							

※ 工事規模の考え方

中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。

小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が $2,000\text{m}^2$ 未満

出来形管理基準規格値 (単位:mm)												
番号	工種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値		10個の測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第1章一般施工 第6節一般舗装工	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
			厚さ t < 15cm	-30	-10							
			t ≥ 15cm	-45	-15							
			幅 -100		—							
第1章一般施工 第6節一般舗装工	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1個コアーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。					
		幅	-25	—	-25	—						
第1章一般施工 第6節一般舗装工	路面切削工	厚さ	-7		-2		厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道を中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。					
		幅	-25		—							
第1章一般施工 第6節一般舗装工	舗装打換え工	路盤工 舗設工	幅 W	-50	-50		各層毎1ヶ所／1施工箇所					
			延長 L	-100	-100							
			厚さ t	該当工種	該当工種							
			幅 W	-25	-25							
第1章一般施工 第6節一般舗装工	オーバーレイ工	延長 L 平坦性	延長 L	-100	-100		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道を中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。					
			厚さ t	-9	-9							
			幅 w	-25	-25							
			直読式(足付き) 標準偏差(σ) 2.4mm以下 1.75mm以下									

※ 工事規模の考え方
中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。
小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満

番 号			工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 範 所	摘 要			
					個々の測定値		測定値の平均							
					中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第1章一般施工	第6節一般舗装工	1-6-7 1-6-8 1-6-9	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。					
	1-6-7 1-6-8 1-6-9	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-64	-8	-10							
	1-6-7 1-6-8 1-6-9	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54 -64 -8 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。									
	1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 グースアスファルト舗装工 (上層路盤工) 加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36 -45 -5 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。									

※ 工事規模の考え方

中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満

			出来形管理基準規格値 (単位mm)						
番 号		工 种	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 範 所	摘 要
				個々の測定値		測定値の平均			
				中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
第1章一般施工	第6節一般舗装工	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	準拠する要領の制定等に対応
	1-6-7 1-6-8 1-6-9 1-6-11	アスファルト舗装工 半たわみ舗装 排水性舗装 グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	平坦性	-20	-20			維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応
	1-6-10	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基 準 高 ▽	±50		—		1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	準拠する要領の制定等に対応
				厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	-64	-10		
	1-6-10	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)			t ≥ 15cm	-91	-15		

※ 工事規模の考え方

中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満

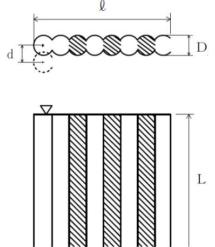
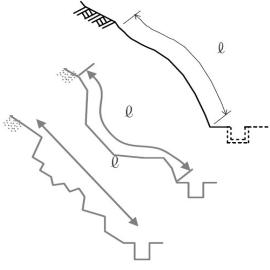
番号	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
			個々の測定値		測定値の平均							
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
第1章一般施工 第6節一般舗装工	1-6-12 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-22	-3.5	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)、または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
			平坦性	コンクリートの硬化後、 3mプロファイルメータにより 機械舗設の場合： 標準偏差(σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合： 標準偏差(σ) 3mm以下								
1-6-15 路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ		厚さ (標高較差)	-7 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	±2	±2	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)「路面切削工編」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との高さまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。					
		幅	-25	—								
1-6-17 オーバーレイ工 (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-9	-9	3mプロファイルメータ 標準偏差(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) 標準偏差(σ) 1.75mm以下	3mプロファイルメータ 標準偏差(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) 標準偏差(σ) 1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)、または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。					
		平坦性										

※ 工事規模の考え方

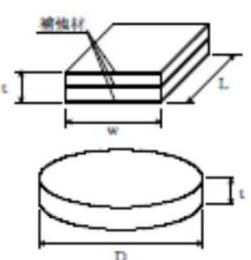
中規模とは、1層当たりの施工面積が2,000m²以上とする。小規模とは、表層及び基層のアスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満

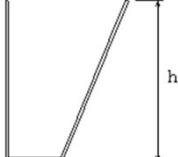
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章一般施工 第7節地盤改良工	1-7-2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		
			施工厚さt	-50			
			幅w	-100			
			延長L	-200			
	1-7-3	置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
			置換厚さt	-50			
			幅w	-100			
			延長L	-200			
第1章一般施工 第7節地盤改良工	1-7-5	パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
			厚さt	-50			
			幅w	-100			
			延長L	-200			
	1-7-6	サンドマット工	施工厚さt	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
			幅w	-100			
			延長L	-200			
第1章一般施工 第7節地盤改良工	1-7-7	バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーパードレン工) (袋詰式サンドドレン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレンの杭径は対象外とする。		
			杭径D	設計値以上			
			打込長さh	設計値以上			
	1-7-8	締固め改良工 (サンドコンパクションバイル工)	サンドドレン、 袋詰式サンドドレン、 サンドコンパクションバイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章一般施工 第7節地盤改良工	1-7-9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイアル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
			位置・間隔w	D/4以内			
			杭径D	設計値以上			
			深度L	設計値以上	全本数		
	1-7-9	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭心位置管理表により基準高を確認		
			位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
			杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
			改良長L	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
	1-7-9	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。	 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中間地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	
			施工厚さt	設計値以上	1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
第10節仮設工	1-10-5	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		
			根入長	設計値以上	延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。(任意仮設は除く)		
	1-10-5	土留・仮締切工 (アンカーアー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
			配置誤差d	100			
	1-10-5	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎		
	1-10-5	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。		
			天端幅w	-100	延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
			法長ℓ	-100	(任意仮設は除く)		
	1-10-5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。		
					延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。(任意仮設は除く)		
	1-10-9	地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		
			連壁の長さℓ	-50	延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
			変位	300	(任意仮設は除く)		
			壁体長L	-200	変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。		
					延長20m(又は25m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
第 1 章 一 般 施 工	第 1 0 節 仮 設 工	1-10-10 地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		D : 杣径			
			連壁の長さ ℓ	-50						
			変 位 d	D/4以内						
			壁 体 長 L	-200						
第 1 章 一 般 施 工	第 1 0 節 仮 設 工	1-10-22 法面吹付工	法 長 ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。				
				ℓ ≥ 3 m	-100					
			厚 さ t	t < 5cm	-10	200m ² につき1ヶ所以上、200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。 但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
				t ≥ 5cm	-20					
			延 長 L	-200	1 施工箇所毎					

番号		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
第1章一般施工	第2節工場製作工共通	1-12-1 鋳造費（金属支承工）	上下構造物との接合用ボルト孔 中心距離 アンカーボルト用孔（～鋳放） センターポス ボス※5 上杏の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法 全移動量ℓ※4 組立高さ（H） 普通寸法	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する				
					ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。				
				中心距離	≤1000mm >1000mm	≤1000mm >1000mm	1以下 1.5以下	※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。		
					ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ			※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。		
				アンカーボルト用孔（～鋳放）	ドリル加工	≤100mm >100mm	+3 -1 +4 -2	※5) 組立て後に測定		
					孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13				
				センターポス	ボスの直径	+0 -1				
					ボスの高さ	+1 -0				
				ボス※5	ボスの直径	+0 -1				
					ボスの高さ	+1 -1				
				上杏の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13				
				全移動量ℓ※4	ℓ≤300mm	±2				
					ℓ>300mm	± ℓ/100				
			組立高さ（H）	上、下面加工仕上げ		±3				
				普通寸法	H≤300mm	±3				
					H>300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て				
			ゴム支承本体	鋳放し長さ寸法※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14				
				鋳放し肉厚寸法※2)		JIS B 0403-1995 CT15				
				削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級				
				ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級				
		1-12-2 鋳造費（大型ゴム支承工）	ゴム支承本体 支承高さ	幅W 長さL 直径D	w, L, D≤500	0～+5	製品全数を測定。			
					500< w, L, D≤1500mm	0～+1%	平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差			
				厚さt	1500< w, L, D	0～+15				
					t≤20mm	±0.5				
					20<t≤160	±2.5%				
					160<t	±4				
				相対誤差	w, L, D≤1000	+1				
					1000< w, L, D	W, L, D/1000				
				支承高さ	A, B≤1500mm	ゴム支承本体厚さ(t)の許容差に±1.5mmを加算				
					1500mm< A, B	ゴム支承本体厚さ(t)の許容差に±2mmを加算				



出来形管理基準規格値 (mm)								
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第 1 章 一 般 施 工	第 1 2 節 工 場 製 作 工 共 通	1-12-3	仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
		1-12-4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。		
				外周長 ℓ (m)	$\pm (10 + \ell/10)$			

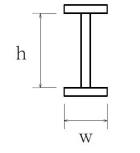
番号	工種	測定項目	規格値	出来形管理基準規格値 (mm)		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章一般施工 第2節工場製作工 共通	1-12-3 桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	± 2 $w \leq 0.5$ ± 3 $0.5 < w \leq 1.0$ ± 4 $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表にかえることができる。		I型鋼げた トラス弦材	
			$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。			
			$b/150$	h :腹板高 (mm) b :腹板又はリブの間隔 (mm) w :フランジ幅 (mm)			
			$w/200$	フランジの直角度 δ (mm)			
			ℓ $\ell \leq 10$ ± 3 $\ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。			
			ℓ $\ell \leq 10$ ± 2 $\ell > 10$				
			ℓ $\ell \leq 10$ ± 3 $\ell > 10$				
			$\ell/1000$	主要部材全数を測定 ℓ :部材長 (mm) —			

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
 ただし、「板の平面度 δ 」、「フランジの直角度 δ 」、「圧縮材の曲り δ 」の規格値の h , b , w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

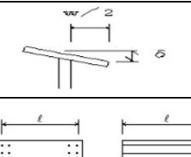
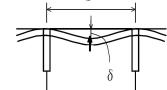
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
				鋼桁等	トラス・アーチ等				
第1章一般施工 第2節工場製作工 共通	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+L_n/10)$	主桁、主構全数を測定。		全長 			
				各支点及び各支間中央付近を測定。					
				主桁、主構の中心間距離 B (m)					
		主構の組立高さ h (m)	± 5 $\pm(2.5+h/2)$ $h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。				
		主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ 25 $L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L : 側線上 (m)			主桁		
		主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主構の各格点を測定。 L : 主構の支間長 (m)					
		主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			主桁		
		主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)				
		現場縫手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全縫手数の1/2を測定。δ ₁ , δ ₂ のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）					

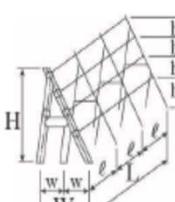
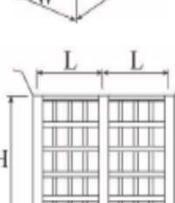
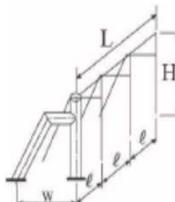
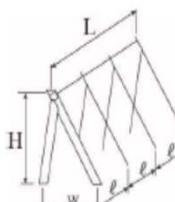
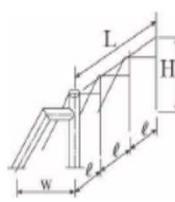
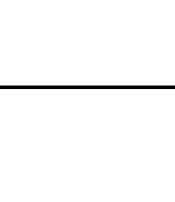
※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	出来形管理基準規格値 (mm)		測 定 箇 所	摘 要
第 1 章 一 般 施 工	第 1 2 節 工 場 製 作 工 共 通				鋼桁等	トラス・アーチ等		
	1-12-3	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅w (m)	$\pm 2\dots$ $w \leq 0.5$	主桁・主構			
			腹板高 h (m)	$\pm 3\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
			腹板間隔 b' (m)	$\pm 4\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $\dots 2.0 < w$	床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
			板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h:腹板高 (mm) b:腹板又はリブの間隔(mm) w:フランジ幅(mm)			
			フランジの直角度 δ (mm)	$b/150$ $w/200$				
			部材長 m	$\pm 3\dots \ell \leq 10$ $\pm 4\dots \ell > 10$	主要部材全数を測定。			
			鋼 桁					
			桁					
					※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。			

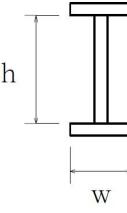
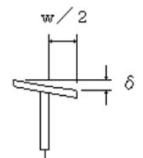
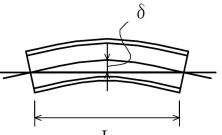


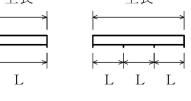
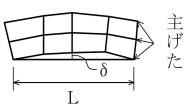
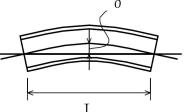
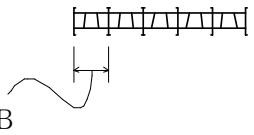
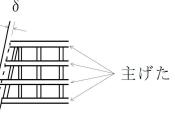
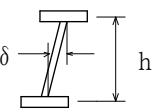
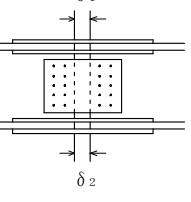
I型鋼げた



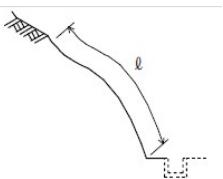
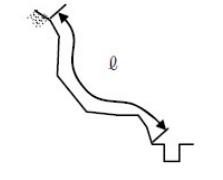
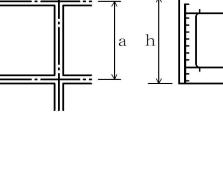
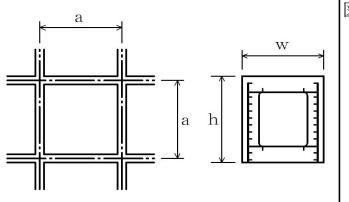
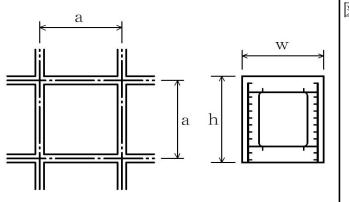
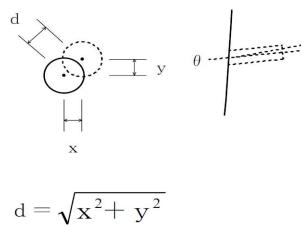
番号	工種	測定項目	規格値	出来形管理基準規格値 (mm)		測定箇所	摘要
				測定基準 鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章一般施工 第2節工場製作工 共通	1-12-3	桁製作工 (鋼製ダム製作工(仮組立時))	部材の水平度 堤長 L 堤長 ℓ 堤幅 W 堤幅 w 高さ H ベースプレートの高さ 本体の傾き	10 ± 30 ± 10 ± 30 ± 10 ± 10 $\pm H/500$	全数を測定。	       	

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第 1 章	第 2 節				鋼 衍 等	ト ラス・アーチ等	
第 1 章 一 般 施 工	工 場 製 作 工 共 通	1-12-4	検査路製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	
		1-12-5	鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	
		1-12-5		組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4	両端及び中央部付近を測定。	
				フインガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2		
							(実測値) δ_2
		1-12-6	落橋防止装置製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	
		1-12-7	橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。	
		1-12-8	アンカーフレーム製作工	上面 水 平 度 δ_1 (mm) 鉛 直 度 δ_2 (mm) 高 さ h (mm)	b / 500 h / 500 ± 5	軸心上全数測定。	

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章一般施工 第2節工場製作工 共通	プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	$\pm 2\dots\dots$ $w \leq 0.5$	各支点および各支間中央付近を測定する。		I型鋼げた
			腹板高 h (m)	$\pm 3\dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4\dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots$ $2.0 < w$			
		仮組立時	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点および各支間中央付近を測定する。		
			部材	$\pm 3\dots\dots \ell \leq 10$ $\pm 4\dots\dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数を測定する。		
1-12-9	鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3\dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4\dots\dots$ $\ell > 10$	各主桁について10~12m間隔を測定。		
1-12-10	工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。		図面の寸法表示箇所で測定。		
1-12-11					外表面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

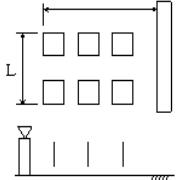
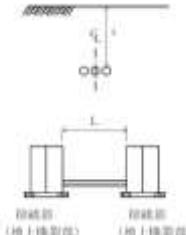
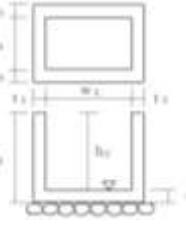
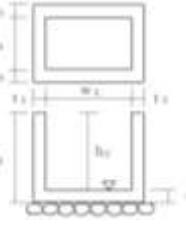
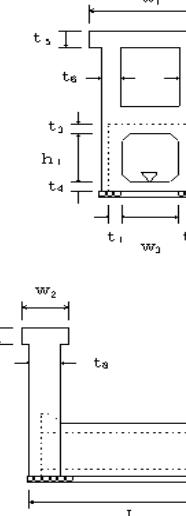
				出来形管理基準規格値 (mm)			
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第1章一般施工 第1節橋梁架設工	1-13 架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバースクレーン架設)	全長・支間 L (m)	$\pm (20+L/5)$	各桁毎に全数測定する。 L:主桁・主構の支間長(m)			
		通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L:主桁・主構の支間長(m)			
		ぞり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)			
		※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4\dots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ \dots $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
		※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
		※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h:主桁・主構の高さ(mm)			
		※現場継手部のすき間 δ ₁ 、δ ₂ (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手部の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。			
				※は仮組立検査を実施しない工事に適用。			
	架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。			
		桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
		ぞり	—	主桁を全数測定。			

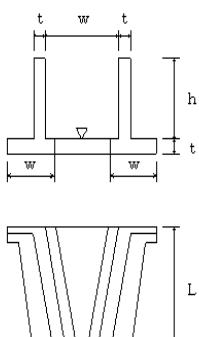
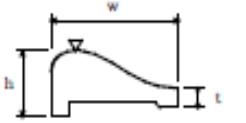
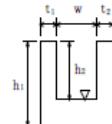
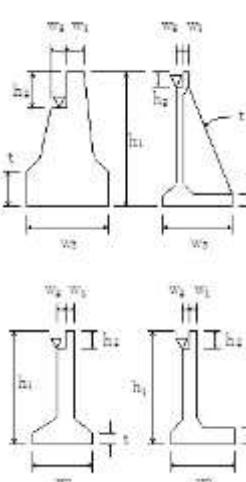
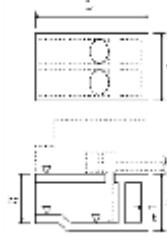
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第 1 章 一 般 施 工	1-14-2	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
			盛 土 法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-2%			
			延 長 L	-200	1施工箇所毎 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
		植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
				$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
			厚 さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	施工面積200m ² につき1ヶ所、面積200m ² 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。		
				$t \geq 5\text{cm}$	-20			
			延 長 L	-200	1施工箇所毎 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

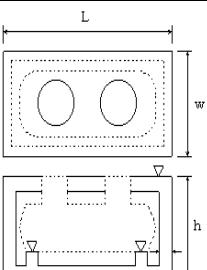
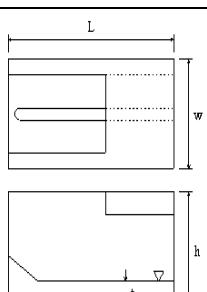
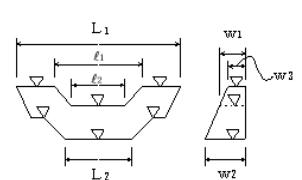
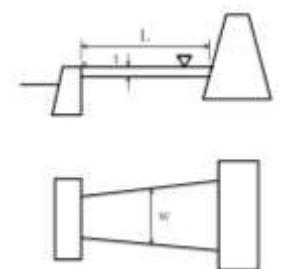
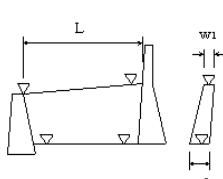
出来形管理基準規格値(単位:mm)							
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章一般施工 第14節法面工事共通	1-14-3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	
				$\ell \geq 3\text{ m}$	-100		
						ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編) (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
			厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10	200m ² につき1ヶ所以上、200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。	
				$t \geq 5\text{ cm}$	-20		
			延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「TS(ノンブリ)」を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形出来形管理要領(土工編) (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編) (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
			法長 ℓ	$\ell < 10\text{ m}$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
				$\ell \geq 10\text{ m}$	-200		
				幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
			高さ h	-30			
			吹付枠中心間隔 a	± 100			
			延長 L	-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
		法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{ m}$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
				$\ell \geq 10\text{ m}$	-200		
			延長 L	-200	1施工箇所毎		
		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		
			配置誤差 d	100			
			せん孔方向 θ	$\pm 2.5\text{ 度}$			

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章一般施工 第1節擁壁工 共通	1-15-1	場所打擁壁工 コンクリート擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			厚さt	-20			
			裏込厚さ	-50			
			幅w ₁ , w ₂	-30			
			高さh < 3m	-50			
			h ≥ 3m	-100			
			延長L	-200	1施工箇所毎		
1-15-2	プレキャスト擁壁工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			延長L	-200			
1-15-3	補強土壁工	(補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			高さh < 3m	-50			
			h ≥ 3m	-100			
			鉛直度△	±0.03hかつ±300以内			
			控え長さ	設計値以上			
			延長L	-200	1施工箇所毎		
1-15-4	井桁ブロック工		基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			法長ℓ < 3m	-50			
			ℓ ≥ 3m	-100			
			厚さt ₁ , t ₂ , t ₃	-50			
			延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎		

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
第1章一般施工 第16節浚渫工 共通	1-16-3	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) 浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
			電 気 船	200ps - 800～+200 500ps - 1000～+200 1000ps - 1200～+200				
			デ イ 一 ゼ ル 船	250ps - 800～+200 420ps - 1000～+200 600ps - 1200～+200				
			幅 w	-200				
			延 長 L	-200				
			基 準 高 ▽	+200以下				
			幅 w	-200				
			延 長 L	-200				
第18節床版工	1-18-2	床版工・横組工		平均値	個々の計算値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
			標高較差	±0以下	+400以下			

出来形管理基準規格値 (単位:mm)							
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章 築堤護岸工	第1節 法覆護岸工	河川幅	W \leq 5m	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
			5m < W \leq 20m	-80			
			W > 20m	-W/250			
第7節 法覆護岸工	1-7-4	護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。		
			高さ h	-30			
第8節 水制工	1-10-8	杭出し水制工	基準高 ▽	± 50	1組毎		
			幅 w	± 300			
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3	配管工	方 向	$\pm 7^\circ$			
			延長 L	-200			
第3章 樋門・樋管本体工	3-5-6	函渠工 (本体工)	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
			延長 L	-200			
第3章 樋門・樋管本体工	1-13-4	ハンドホール工	基準高 ▽	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
			※厚さ t1 ~ t5	-20			
			※幅 w1, w2	-30			
			※高さ h1, h2	-30			
第3章 樋門・樋管本体工	3-5-6	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鉄管)	基準高 ▽	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工縫手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
			延長 L	-200			

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3章 節 樋門・ 樋管 本体工	第3節 3-5-7 3-5-8	翼壁工 水叩工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所で測定。		
第4章 水門 本体工	第4節 4-6-7 4-6-8 4-6-9 4-6-10 4-6-11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所で測定。		
第5章 堰	第6節 5-6-13 5-6-14	閘門工 土砂吐工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 延長L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所で測定。		
第7節 固定堰 本体工	5-7-8 5-7-9 5-7-10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh 堰長L L < 20m L ≥ 20m	±30 -20 -30 ±30 -50 -100	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工縫手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
第8節 魚道工	5-8-3	魚道本体工	基準高▽ 厚さt ₁ , t ₂ 幅w 高さh ₁ , h ₂ 延長L	±30 -20 -30 -30 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
第7節 管理橋下部工	5-9-2	管理橋橋台工	基準高▽ 厚さt 天端幅w ₁ 天端幅w ₂ 敷幅w ₃ 高さh ₁ 胸壁の高さh ₂ 天端長l ₁ 敷長l ₂ 胸壁間距離l 支点長及び中心線の変化	±20 -20 -10 -10 -50 -50 -30 -50 -50 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
第6章 排水機場 本体工	第4節 6-4-6	排水機場本体工 吐出水槽本体工	基準高▽ 厚さt 幅w 高さh ₁ , h ₂ 延長L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の表示箇所で測定		

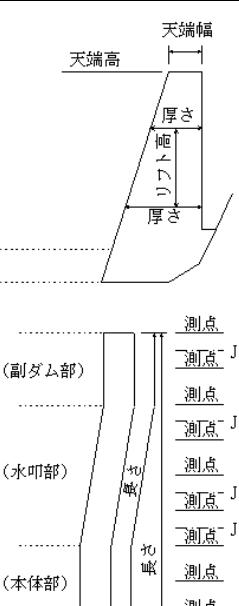
出来形管理基準規格値 (単位mm)							
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
第6章排水機場本体工	6-4-7	排水機場 燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定		
			厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h	±30			
			延 長 L	-50			
第5章沈砂池工	6-5-7	排水機場 コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定		
			厚 さ t	-20			
			幅 w	-30			
			高 さ h	±30			
			延 長 L	-50			
第7章床止め・床固め工	7-4-6	本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
			天端幅 w1, w3	-30			
			堤 幅 w2	-30			
			堤長 L1, L2	-100			
			水通しの幅 ℓ □ ℓ1	±50			
	7-4-8	水叩工	基 準 高 ▽	±30			
			厚 さ t	-30			
			幅 w	-100			
			延 長 L	-100			
	7-5-6	側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
			天端幅 w1	-30			
			堤 幅 w2	-30			
			長 さ L	-100			

出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章砂防堰堤 第3節工場製作工	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定		
第8節コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体 T. コンクリート副堰堤工	基準高 ▽ 天端部 w_1, w_2 堤幅 w_3	± 30 -30	図面の寸法表示箇所で測定。		
		水通しの幅 θ_1, θ_2	± 50			
		堤長 L_1, L_2	-100			
第9節鋼製堰堤工	1-8-6 コンクリート側壁工	基準高 ▽ 幅 w_1, w_2 長さ L	± 30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
	1-8-8 水叩工	基準高 ▽ 幅 w 厚さ t 延長 L	± 30 -100 -30 -100	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
	1-9-5 鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高 ▽ 長さ ℓ_1, ℓ_2 水通部 幅 w_1, w_3	± 50 ± 100 ± 50	1. 図面の寸法表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
		下流側倒れ △ 袖高 ▽ 幅 w_2 下流側倒れ △	$\pm 0.02H_1$ ± 50 ± 50 $\pm 0.02H_2$			
	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	± 50	図面の寸法表示箇所で測定。		
		堤長 ℓ 格・B・L	± 10			
		堤幅 W 格	± 30			
		堤幅 w 格・A・B・L	± 10			
		高さ H 格・A・B・L	± 10			
		高さ h	± 10			
		格 : 格子型鋼製砂防ダム A : 鋼製スリットダム A型 B : 鋼製スリットダム B型 L : 鋼製スリットダム L型				

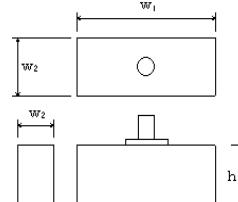
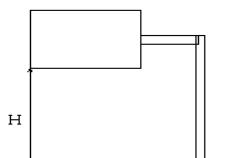
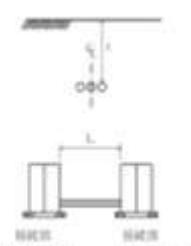
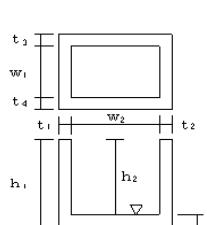
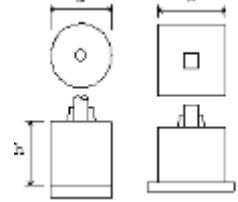
出来形管理基準規格値 (mm)					
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準
第1章 砂防堰堤工	第9節 鋼製堰堤工	鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。
			長 さ L	±100	
			幅 w 1, w 2	±50	
			下流側倒れ △	±H/500	
			高 さ h < 3m	-50	
			高 さ h ≥ 3m	-100	
第2章 流路工	第5節 床固め工	魚道工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法について、規格証明書等による。
			幅 w	-30	
			高 さ h 1, h 2	-30	
			厚 さ t 1, t 2	-20	
			延 長 L	-200	
第3章 斜面対策	第6節 山腹明暗渠工	山腹明暗渠工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
			厚 さ t 1, t 2	-20	
			幅 w	-30	
			幅 w 1, w 2	-50	
			高 さ h 1, h 2	-30	
			深 さ h 3	-30	
			延 長 L	-200	
第7章 地下水排除工	3-7-4	集排水ボーリング工	削 孔 深 さ Φ	設計値以上	全数
			配 置 誤 差 d	100	
			せん孔方向 θ	±2.5度	
	3-7-5	集水井工	基 準 高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。
			偏 心 量 d	150	
止第 杭 9 工節 抑	3-9-6	合成杭工	長 さ L	-100	全数測定。
			卷 立 て 幅 w	-50	
			卷 立 て 厚 さ t	-30	
			基 準 高 ▽	±50	
			偏 心 量 d	D / 4 以内 かつ100以内	

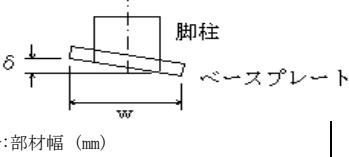
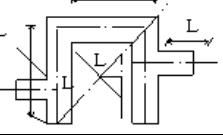
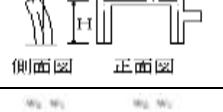
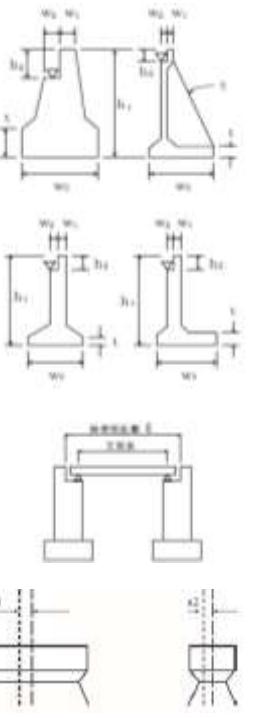
出来形管理基準規格値 (mm)						
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
第1章 第4節 コンクリートダム コンクリートダム工 1-4	コンクリートダム工 (本体)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横縫目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
		天端幅	±20			
		ジョイント間隔	±30			
		リフト高	±50			
		堤幅	-30, +50			
		堤長	-100			
コンクリートダム工 (水叩)	コンクリートダム工 (水叩)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間隔は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		
		ジョイント間隔	±30			
		幅	±40			
		長さ	-100, +60			
コンクリートダム工 (副ダム)	コンクリートダム工 (副ダム)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
		ジョイント間隔	±30			
		リフト高	±50			
		堤幅	-30, +50			
		堤長	±40			

出来形管理基準規格値 (mm)					
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
第1章 コンクリートダム 第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽ ジョイント間隔 リフト高 長さ 厚さ	±30 ±20 ±50 ±100 ±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ④長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	 J:ジョイント
第2章 フィルダム	2-3-5 第3節 盛立工	コアの盛立	基準高▽ 外側境界線	設計値以上 -0, +500	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合
	2-3-6	フィルターの盛立	基準高▽ 外側境界線 盛立幅	-0 -0, +1000 -0, +1000	各測点について5層毎に測定。
	2-3-7	ロックの盛立	基準高▽ 外側境界線	-100 -0, +2000	各測点について盛立5m毎に測定。
	2	フィルダム (洪水吐)	基準高▽ ジョイント間隔 厚さt 幅w リフト高さ 長さL	±20 ±30 ±20 ±40 ±20 ±100	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回/1施工箇所
第3章 基礎ボーリング工	3-3 第3節 ボーリング工	ボーリング工	深度L 配置誤差	設計値以上 100	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。

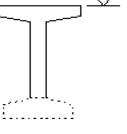
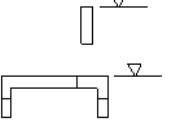
出来形管理基準規格値 (mm)							
番号	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1章 道路改良 工場製作	工第3節 1-3-2 遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定		
第9節 カルバート工	1-9-6 場所打函渠工	基準高 ∇		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
		厚さ $t_1 \sim t_4$		-20			
		幅(内法) w		-30			
		高さ h		±30			
		延長 L	$L < 20\text{ m}$	-50			
			$L \geq 20\text{ m}$	-100			
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工	幅 w		-200	1施工箇所毎		
		延長 L		-200			
		法長 L		-100			
		吊りロープ長 L		-200			
		アンカー長					
第11節 落石雪害防止工	1-11-5 落石防護柵工	高さ h		±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合 (は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。)		
		延長 L		-200			
		基礎	幅 w_1, w_2	-30			
			高さ h	-30			
		高さ h		±30			
		延長 L		-200			
		基礎	幅 w_1, w_2	-30			
第11節 雪崩予防柵工	1-11-6 防雪柵工	高さ h		±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合 (は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。)		
		延長 L		-200			
		基礎	幅 w_1, w_2	-30			
			高さ h	-30			
		高さ h		±30			
		延長 L		-200			
		基礎	幅 w_1, w_2	-30			
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工	高さ h		-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合 (は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。)		
		延長 L		-200			
		基礎	幅 w_1, w_2	-30			
			高さ h	-30			
		アンカーレング ℓ		-10%			
		アシカーレング埋込み ℓ		-5%			
		高さ h		±30, -20			
第12節 遮音壁工	1-12-5 遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
			ずれ a	10			
			ねじれ $b-c$	5			
			倒れ d	$h \times 0.5\%$			
			高さ h	+30, -20			
		支柱	延長 L	-200			
			高さ h				

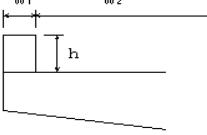
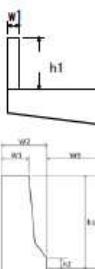
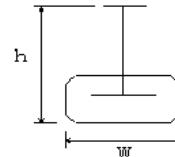
			出来形管理基準規格値(単位mm)					
番号		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第2章 舗装工 第4節 舗装工	2-4	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について ①橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
			厚さ	t < 15cm	-30	-10		
			厚さ	t ≥ 15cm	-45	-15		
			幅		-100	—		
		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ		-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	
			幅		-25	—		

出来形管理基準規格値 (mm)								
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第2章 舗装	2-5-9	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
					1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
第6節 縁石工	2-6	中央分離帯工	基 準 高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
			幅 W	-20				
			高さ H	-40				
			延長 L	-200				
第7節 踏掛版工	2-7-4	踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版			
			各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版			
			各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版			
		(ラバーシュード)	各部の長さ	±20	全数			
			厚さ	-				
		(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数			
			アシカ一長	±20	全数			
第9節 標識工	2-9-4	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ 、w ₂	-30	基礎1基毎			
			高さ h	-30				
		大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基			
第12節 道路付属施設工	2-12-5	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所			
			延長 L	-200	接続部間毎で全数			
		ケーブル配管工 (ハンドホール) 電線共同溝 (ハンドホール工)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打部分のある場合			
			※厚さ t ₁ ～t ₅	-20				
			※幅 w ₁ 、w ₂	-30				
			※高さ h ₁ 、h ₂	-30				
		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所			
			高さ h	-30				

出来形管理基準規格値 (mm)								
番号		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3章 橋梁下部 工場製作工	3-3-3	鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		w / 500	各脚柱、ベースプレートを測定。	 <p>脚柱 ベースプレート w:部材幅 (mm)</p>
				ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定。	 <p>b : 孔の中心間距離 (mm) d:孔の直径 (mm)</p>
				孔の径 d		0~5	全数を測定。	
			仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L-20)/10) \cdots 20m < L$		両端部及び片持ばり部を測定。	
				はりのキヤンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L / 1,000		各主構の各格点を測定。	 <p>側面図 正面図 L:測線長</p>
				柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	H:高さ (m)	各柱及び片持ばり部を測定。	 <p>側面図 正面図</p>
第6節 橋台工	3-6-8	橋台軸体工	基準高▽	基準高▽	± 20		橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 篦抜形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	
				厚さ t	-20			
				天端幅 w1 (橋軸方向)	-10			
				天端幅 w2 (橋軸方向)	-10			
				敷幅 w3 (橋軸方向)	-50			
				高さ h1	-50			
				胸壁の高さ h2	-30			
				天端長 ℓ1	-50			
				敷長 ℓ2	-50			
				胸壁間距離 ℓ	± 30			
			支間長及び中心線の変位	支間長及び中心線の変位	± 50			
				アンカーボルトの箱抜き				
				計画高	+10~-20			
				平面位置	± 20			
			支承	アンカーボルト孔の鉛直度	1 / 50 以下			

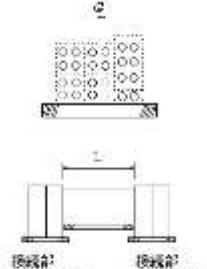
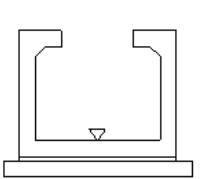
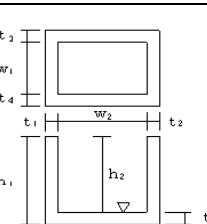
番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 間 所	摘要
第3章 橋梁下部 第7節 R C 橋脚工	3-7-9	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	<p>Technical drawings illustrating cross-sections and dimensions for bridge pier body work (outward type). The drawings show various views of the pier's cross-sections with dimensions labeled: w1, w2, h, t, l1, l2, a1, a2, and a3. A note indicates that central height is measured at the center of the pier, while side heights are measured at the top and bottom of the pier.</p>	
			厚 さ t	-20			
			天 端 幅 w1 (橋 軸 方 向)	-20			
			敷 幅 w2 (橋 軸 方 向)	-50			
			高 さ h	-50			
			天 端 長 l1	-50			
			敷 長 l2	-50			
			橋脚中心間距離 l	±30			
			支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50			
			アンカーボルトの箱抜き				
第8節 鋼製 橋脚工	3-8-9	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>Technical drawings illustrating cross-sections and dimensions for bridge pier foundation work (I-beam and T-beam types). The drawings show various views of the pier's cross-sections with dimensions labeled: w1, w2, h, t, l1, l2, a1, a2, and a3. A note indicates that central height is measured at the center of the pier, while side heights are measured at the top and bottom of the pier.</p>	
			幅 w (橋 軸 方 向)	-50			
			高 さ h	-50			
			長 さ h	-50			
橋脚フーチング工 (門型)	3-8-9	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>Technical drawings illustrating cross-sections and dimensions for bridge pier foundation work (gate type). The drawings show various views of the pier's cross-sections with dimensions labeled: w1, w2, h, t, l1, l2, a1, a2, and a3. A note indicates that central height is measured at the center of the pier, while side heights are measured at the top and bottom of the pier.</p>	
			幅 w1, w2	-50			
			高 さ h	-50			

出来形管理基準規格値 (mm)													
番 号		工 種	測定項目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 間 所		摘要			
第3章 橋梁下部 工 程	3-8-10	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。							
			橋脚中心間距離 θ		±30								
			支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位		±50								
	3-8-11	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。							
			橋脚中心間距離 θ		±30								
			支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位		±50								
	3-8-11		現場継手工		現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主鋼の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合						
第4章 鋼橋上部 工 場 製 作	4-3-9	橋梁用高欄製作工	部材	部材長θ (m)	±3..... ±4..... θ>10	図面の寸法表示箇所で測定。							
	4-5-10	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。							
			可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 以上								
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋 ± 5 ± (4 + 0.5 × (B-2))								
			水 平 度	橋 軸 方 向 橋軸直角方向	1 / 100								
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5								
			可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上								
			支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	±5							
			可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 以上								
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋 ± 5 ± (4 + 0.5 × (B-2))								
			水 平 度	橋 軸 方 向 橋軸直角方向	1 / 300								
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5								
			可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の1/2以上								

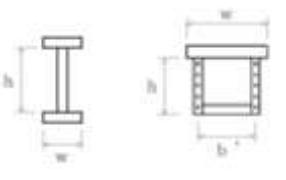
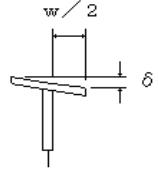
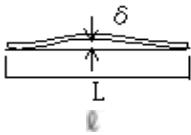
出来形管理基準規格値 (mm)							
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第4章 鋼橋上部 工 第8節 橋梁付属物工	4-8-1	地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
			地覆の高さ h	-10~+20			
			有効幅員 w_2	0~+30			
4-8-3	落橋防止装置工		アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定する。		
			アンカーボルト定着長	-20以内かつ-1D以内	全数測定する。 D : アンカーボルト径(mm)		
4-8-6 4-8-7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工		天端幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
			地覆の幅 w_2	-10~+20			
			高さ h_1	-20~+30			
4-8-8	検査路工		高さ h_2	-10~+20	1ブロックを抽出して測定		
			有効幅員 w	0~+30			
第5章 コンクリート橋上部 第6節 プレビーム桁工	5-6-2	プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : スパン長		
			高さ h	+10 -5			
			桁長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$			
			スパン長	かつ-30mm以内			
			横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

出来形管理基準規格値 (mm)								
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第6章 トンネル (NATM)	第4節 支保工	6-4-3 NATM 吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。			
第5節 覆工	6-4-4 NATM ロックボルト工		位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。			
			角度	—				
			削孔深さ	—				
			孔径	—				
			突出量	プレート下面から10cm以内				
第6節 インバート工 (NATM)	6-5-3 NATM 覆工コンクリート工 側壁コンクリート工		基準高 (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工縫手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (iii) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・ 良好的地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・ 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・ 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。			
			幅 w (全幅)	-50				
			高さ h (内法)	-50				
			厚さ t	設計値以上				
			延長 L	—				
	6-5-5 NATM 床版コンクリート工 6-6-4 NATM インバート本体工		幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下の中間部は1施工箇所につき2ヶ所。 (1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ii) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工縫手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
			厚さ t	-30				
			幅 w (全幅)	-50				
			厚さ t	設計値以上				
			延長 L	—				
第6章 トンネル (NATM)	6-8-4 NATM 坑門本体工		基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。			
			幅 w ₁ , w ₂	-30				
			高さ h < 3m	-50				
			高さ h ≥ 3m	-100				
			延長 L	-200				
	6-8-5 NATM 明り巻工		基準高 (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。			
			幅 w (全幅)	-50				
			高さ h (内法)	-50				
			厚さ t	-20				
			延長 L	—				

出来形管理基準規格値 (mm)							
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第1章共同溝 第6節現場打構築工	11-6-2 12-5-4 共同溝 (現場打軸体工) 電線共同溝 (現場打ボックス工) (特殊部)	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定			
		厚さ t	-20				
		内空幅 w	-30				
		内空高 h	±30				
		ブロック長 L	-50				
	11-6-4 共同溝 (カラー継手工)	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定			
		幅 w	-20				
		長さ L	-20				
	11-6-5 共同溝 (防水工)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定			
		厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定			
	共同溝 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定			
		幅 w	±50				
		厚さ t	-20				
構築6工節 プレキャスト	11-7-2 共同溝 プレキャスト軸体工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の摘要は据付後の段階検査時のみ適用する。			
		延長 L	-200				

出来形管理基準規格値 (mm)								
番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第1章 電線共同溝工	第5節 12-5-2	管路工 (管路部)	埋設深	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所			
			延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】			
第6節 付帯設備工	12-5-3	プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所			
第6節 付帯設備工	12-6-2	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※現場打部分のある場合			
			※厚さ t1~t5	-20				
			※幅 w1, w2	-30				
			※高さ h1, h2	-30				

番 号		工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 篠 所	摘 要		
				個々の測定値(X)	測定値の平均(X ₁₀)				
第 1 4 章 道 路 維 持	第 3 節 鋪 裝 工	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高さと切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
			幅 w	-25					
			延長 L	-100					
			平 坦 性	3mプロファイルメータ標準偏差(σ) 2.4mm以下 直接式(足付き)標準偏差(σ) 1.75mm以下					
			厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)				
	14-3-5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (オーバーレイ)	-9	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
			幅 w	-25					
			延長 L	-100					
			平 坦 性	-					
			路盤工	厚さ t 幅 w 延長 L	-30 -50 -100				
	14-3-7	路上再生工			幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。				

出来形管理基準規格値 (mm)				測定基準		測定箇所	摘要
番号		工種	測定項目	規格値	鋼げた等		
第 1 6 章 道 路 修 繕 工 場 製 作 工	16-3-4	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$	主桁・主構	各支点および各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた
				$\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	
			腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$	主桁	各支点および各支間中央付近を測定。	
			腹板間隔 b , (m)	$\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$			
			フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
			圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定 ℓ : 部材長 (mm)	

出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
第8編 下水道編 第1章 開削工	8-1-1 管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。				
		幅 B	-50					
	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。				
	8-1-2 管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。				
		中心線の変位(水平)	±50					
		勾配	設計勾配±20%	延長lはマンホール間を測定する。				
		延長 l	- l /500 かつ -200					
		総延長 L	-200					
	短形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。				
		中心線の変位(水平)	±50					
		勾配	設計勾配±20%	延長lはマンホール間を測定する。				
		延長 l	- l /500 かつ -200					
		総延長 L	-200					
	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。				
		中心線の変位(水平)	±50					
		総延長	-200					
	8-1-3 砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。				
		幅 B	-50					
		厚さ h	-30					
	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。				
		幅 b	-50					
		厚さ h	-30					
	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。				
		幅 b	-30					
		厚さ h	-30					
	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。				
	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。				
		幅 b	-30					
		厚さ h	-30					
	8-1-4 現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。				
		中心線の変位(水平)	±50					
		幅 b	-30	1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。 延長lはマンホール間を測定する。				
		高さ h	±30					
		厚さ h	-20					
		勾配	設計勾配±20%					
		延長 l	- l /500 かつ -200					
		総延長 L	-200					
	8-1-5 鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。				
		根入長 L	設計値以上					
		変位	100					

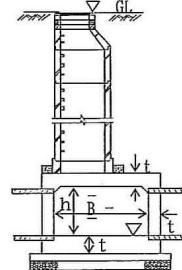
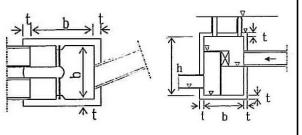
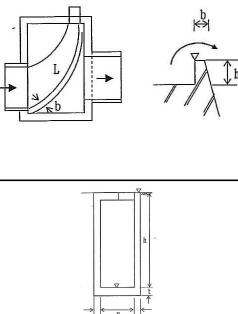
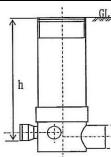
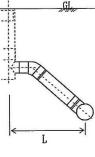
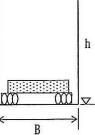
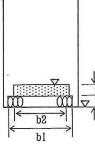
出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 下水道編 第2章 小口径推進工・推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。		
		中心線の変位(水平)	±50			
		勾配	設計勾配±20%			
		延長ℓ	- $\varnothing/500$ かつ -200			
		総延長L	-200			
	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。		
		幅b	-30			
		高さh	-30			
		中心のずれ	±50			
		延長	-50			
第4章 シールド工	掘進工	勾配	設計勾配±20%	基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
		基準高▽	±50			
		中心線の変位(水平)	±100			
		延長ℓ	- $\varnothing/500$ かつ -200			
	二次履工	総延長L	-200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
		基準高▽	±50			
		中心線の変位(水平)	±50			
		二次履工t	-20			
		仕上がり内径D	±20			
		勾配	設計勾配±20%			
第5章 管渠更生工	5-3-1 管きょ内面被覆工 反転・形成工法	延長ℓ	- $\varnothing/500$ かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
		総延長L	-200			
	5-3-2 管きょ内面被覆工 製管工法	仕上がり内径D	硬化直後と24時間以降の測定値で差のないこと			
		更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限値は+20以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			

出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 下水道編 第6章 マンホール工	8-6-1 マンホール工 (現場打ち)	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		幅 b (内法)	-30			
		壁厚 t	-20			
		人孔天端高	±30			
	8-6-1 マンホール基礎工 (現場打ち)	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		床掘深 H	±30			
		基礎工幅 BI	-50			
		基礎工高 h1	-30			
		コンクリート工幅 B2	-30			
	8-6-2 組立マンホール工	コンクリート工高 h2	-10			
	8-6-3 小型マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		人孔天端高	±30			

出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7章 特殊マンホール工 第8編 下水道編	8-7-1 現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		幅 b	-30			
		高さ h	±30			
		壁厚 t	-20			
		人孔天端高	±30			
	8-7-2 伏せ越し室・雨水吐室工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		幅 b (内法)	±30			
		高さ h	±30			
		厚さ t	-20			
	8-7-3 伏せ越し管工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		中心線の変位	±30			
	8-7-4 越流堰(雨水吐室) 中継ポンプ施設	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
		幅 b (厚さ)	±20			
		高さ h (深さ)	±30			
		延長 L (長さ)	-20			
		基準高▽	±30			
		幅、長さ B	-30			
		深さ h	-30			
		壁厚 t	-20			
第8章 取付管及びます工	8-8-1 公共ます	ます深 h	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
	8-8-2 取付管	延長 (L)	-200	1 施工箇所ごとに測定する。		
第11章 立坑工	8-11-1 立坑工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		寸法 B	±100			
		深さ h	±30			
	8-11-2 立坑土工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		碎石基礎幅 b1	-50			
		碎石基礎厚 t1	-30			
		底版コンクリート基準高	±30			

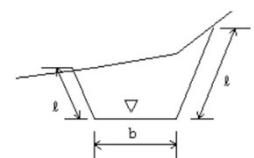
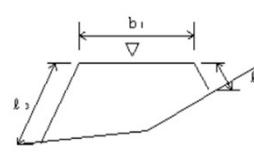
出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
第 9 編 公 園 緑 地 編	9-2-1 植栽工 客土	pH(H ₂ O)	4.5~8.0	各採取地毎				
		電気伝導度 (EC x - タ -)	0.1~1.0mS/cm					
	9-2-2 植栽工 高木 (H=3.0m以上)	本数	設計値以上	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。				
		樹高 (H)	設計値≤H					
		幹周 (C)	設計値≤C<上位階級の寸法値					
		枝張 (W)	設計値≤W					
	9-2-3 植栽工 中低木 (H=3.0m未満)	本数	設計値以上	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。				
		樹高 (H)	設計値≤H<上位階級の寸法値					
		枝張 (W)	設計値≤W					
	9-2-4 植栽工 特殊樹木	本数	設計値以上	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。				
		樹高 (H)	設計値≤H					
		幹周 (C)	設計値≤C<上位階級の寸法値					
	9-2-5 植栽工 地被類	枝張 (W)	設計値≤W					
		本数又は面積	設計値以上	設計数量の1%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。				
		茎長 (L)	設計値≤L					
		芽立ち	設計値≤芽立数					

出来形管理基準規格値 (mm)

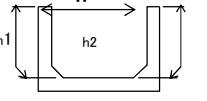
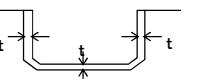
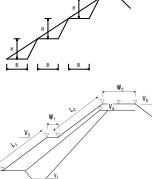
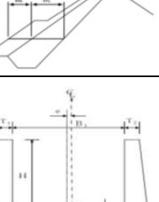
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編治山編 第3章山腹工	山腹線の緑化工 (筋工、柵工等) (木柵工等)	階段延長	-200	施工箇所毎に測定。		
		階段幅	-100	階段幅又は高さは各段100mに2箇所。段長100m以下は1段毎に2箇所測定。		
		高さ	±100			
		杭根入れ長	-100			
		杭長	設計値以上	植栽木の本数は各段階毎に全数測定。		
	山腹面の緑化工 (吹付工、伏工、植栽工等)	植栽本数	設計値以上			
		面積	設計値以上	全面積測定。		
		植栽本数	設計値以上	植栽木全数測定。		
		弦長(幅) l	±100	施工延長20m毎に1箇所。延長20m以下は1施工箇所毎に2箇所測定。		
		矢高(深さ) h	-50			
第5章自然林造成・改良	山腹水路工 (張芝、土壤水路工等)	延長 L	-200	全延長測定。		
第5章 森林整備	ロープネット工	アンカー削孔深	設計深さ以上	施工本数の25%。ただし、当初設計と条件の異なるアンカーについては全数測定。		
		地面に垂直に削孔することを標準とし、下向き40度、上向き15度以内				岩部用アンカー・土砂部アンカーともに適用。
		ロープ間隔	±200 +500	(基準軸) 縦、横軸すべて測定 (その他) 200mまたは一施工区に1格子(2m×2m)について測定		
		ロープ延長	~2m ±200 2m~4m ±400 4m~20m ±500 20m~ ±500 設計値以上	(基準軸) 全数量測定すること。 (その他) 全数量測定すること。		
	植栽工 (緑化工) 大苗 中苗	本数	設計値以上	樹種毎に本数は全数。		
		樹高・枝張	設計値以上	樹高、枝張、目通り幹周については、20本につき1本の割合で測定。		
		目通り幹周	-10			
	植栽工 (緑化工) 小苗	樹高・本数	設計値以上	樹種毎に50本(株)に1本(株)の割合で測定。		
		支柱	本数	本数については、全数。		
		末口径	-15	長さ、末口径は100組未満は10組に1組最低5組、100組以上は20組に1組測定。		
	張芝工 (広場造成)	長さ	設計値以上	全面積測定		
		設計値以上				
	植栽工(森林整備)	本数	設計値以上	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
	枝落し	高さ	設計値以上	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し本数を測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
		本数				
		測線又は対角線 方位角	±200 ±1°	全測線測定。 全箇所測定。		
		±200 ±1°				
	本数調整伐	伐採本数	1標準地 ±2本 +2本	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し本数及び胸高断面積を測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
		材積又は胸高 断面積	±2本相当材積 又は胸高断面積	+2本相当材積 +2本相当材積 又は胸高断面積		
		標準地平均		※標準地平均は、同一工区での平均。		
		測線又は対角線 方位角	±200 ±1°	全測線測定。 全箇所測定。		
	雪起し	本数	設計値以上	各工区毎に10m×10mの標準地を設定し測定。 標準地は1工区当たりの面積が1ha未満は2箇所以上、1ha以上は1haにつき1箇所以上測定。		
		±200 ±1°				
		測線又は対角線 方位角	±200 ±1°	全測線測定。 全箇所測定。		
	下刈・つる切り	測線又は対角線 方位角	±200 ±1°	全測線測定。 全箇所測定。		
	除伐	測線又は対角線 方位角	±200 ±1°	全測線測定。 全箇所測定。		
	作業歩道(W≤50cm)	測点間距離 幅	-200 -100	各測点すべて測定。 幅は50mにつき1箇所測定。		
	作業歩道(W>50cm)	測点間距離 幅	-200 -150	各測点すべて測定。 幅は50mにつき1箇所測定。		
	作業車道	林道工に準ず				

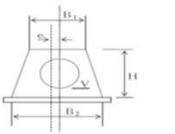
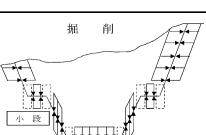
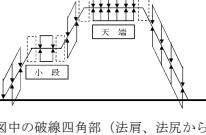
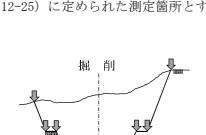
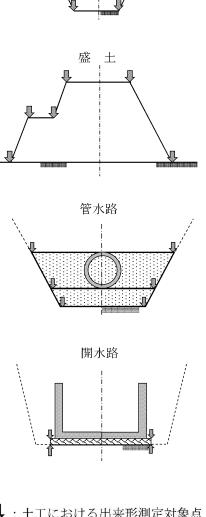
出来形管理基準規格値 (mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第 1 1 編 林 道 編	11-1 林道土工	基準高	±100	各測点すべて測定。 基準高は原則として中心線で測定。 (基準高について、同時舗装の場合は道路土工に準じる。) 線形については、全 I P の位置を測定。	 	
幅 b		-100				
法長 盛土		<5m	-100			
		≥5m	-2%			
法長 切土		<5m	-200			
		≥5m	-4%			
路床厚		-45				
測点間距離		±100				
I P 間離		<40	±200			
		≥40	±0.5%			
交角		±1°				

			出来形管理基準規格値 (mm)			測定箇所	摘要
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準			
第12編 土地改良編	12-1 水路トンネル (支保工)	間隔 L	±75	(支保工) 間隔、幅は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建設 直後及び覆工直前の2回とする。 (コンクリート覆工) 基準高	±50		土地改良に適用
		幅 b(Bタイプ)	-0		-0		
		(C, Dタイプ)	-40		-40		
		厚さ t	±0		1. 基準、厚さ、幅、高さについては1 スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
		幅 b	-40		2. 卷厚		
		高さ h	-40		(イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1スパンの終点において図に示す標示箇 所の各点で測定する。		
		中心線のずれe	直線 ±100		(ア) コンクリート打設後の覆工コンク リートについて1スパンの端面(施工縫 目)において図に示す標示箇所の各 点で測定する。		
		曲線 ±150			(イ) 削孔による卷厚の測定は図の(1)に おいて50mにつき1箇所、(2)(3)(4)におい て100mにつき1箇所の割合で行う。ただ し、トンネル延長が100m未満のものに ついては2箇所以上の削孔を行い卷厚測 定を行う。		
		施工延長	L < 150m -150		3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1 スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
			L ≥ 150m -0.1%		(ア) 削孔による卷厚の測定は図の(1)に おいて50mにつき1箇所、(2)(3)(4)におい て100mにつき1箇所の割合で行う。ただ し、トンネル延長が100m未満のものに ついては2箇所以上の削孔を行い卷厚測 定を行う。		
					(イ) 削孔による卷厚の測定は図の(1)に おいて50mにつき1箇所、(2)(3)(4)におい て100mにつき1箇所の割合で行う。ただ し、トンネル延長が100m未満のものに ついては2箇所以上の削孔を行い卷厚測 定を行う。		
	12-2 防護柵	施工延長 L	-200	1箇所/1施工箇所 19-1~19-3を使用			土地改良に適用
12-3 管水路 (RC管、PC管)		基準高	(注1) ±50	基準高、中心線のずれ(直線部)につ いては施工延長おおむね40m(測点間隔 によっては50m)につき1箇所の割合で測 定する。			基準高の測定は管底を原則とす る。ただし、φ1350mm以下又は 管底での測定が困難な場合は管 頂まで埋戻後の管頂でも良い。 中心線のずれの測定は管頂まで 埋戻時の管頂を原則とする。
		中心線のずれ	±100	中心線のずれ(曲線部)についてはお おむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。			
		ジョイント間隔	農林省監修土木工 事施工管理基準に よる	ジョイント間隔について1本毎測定す る。			
		施工延長	L < 200m -200	施工延長40m(測点間隔 によっては50m)につき1箇所の割合で測 定する。			
			L ≥ 200m -0.1%	上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置について は1本毎測定する。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用			
12-4 管水路 (鉄管、強化プラスチック複合管)		基準高	(注1) ±50	基準高、中心線のずれ(直線部)につ いては施工延長おおむね40m(測点間隔 によっては50m)につき1箇所の割合で測 定する。			基準高の測定は管底を原則とす る。ただし、φ1350mm以下又は 管底での測定が困難な場合は管 頂まで埋戻後の管頂でも良い。 中心線のずれの測定は管頂まで 埋戻時の管頂を原則とする。 たわみ率の測定は管径900mm以 上に適用する。矢板施工の場合 は管接付時、矢板引抜き及び 埋戻完了時に測定する。
		中心線のずれ	±100	中心線のずれ(曲線部)についてはお おむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。			
		施工延長	L < 200m -200	上記未満は2箇所測定する。			
			L ≥ 200m -0.1%	ジョイント間隔、ゴム輪位置について は1本毎測定する。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用			
		たわみ率	±5%				
12-5 管水路 (硬質塩化ビニール 管)		基準高	±50	基準高、中心線のずれ(直線部)につ いては施工延長おおむね40m(測点間隔 によっては50m)につき1箇所の割合で測 定する。			土地改良に適用 埋設深は基準高を規定していな い場合に適用する。
		施工延長	L < 200m -200	中心線のずれ(曲線部)についてはお おむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。			
			L ≥ 200m -0.1%				
		埋設深	-50				
12-6 管水路基礎		中心線のずれ	±120	中心線のずれ(曲線部)についてはお おむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。			土地改良に適用 基礎材が異なる場合は種類毎に 測定する。
		高さ (V2-V1)	±30	設計図書に示された高さ、幅について は施工延長40m(測点間隔によっては 50m)につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。			
		幅	-100				

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1 2 編 土地 改良 編	12-7	ほ場整備農地開発 U字溝B.F水路	基準高	±40	基準高、法勾配、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。		
			幅 $b < 1.0\text{ m}$	-50			
			幅 $b \geq 1.0\text{ m}$	-100			
			接合 10本当たり	±50			
			施工延長 $L < 200\text{ m}$	-200			
			施工延長 $L \geq 200\text{ m}$	-0.1%			
12-8	ほ場整備農地開発 組立柵きょ工		法勾配 n	±0.1	基準高、法勾配、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。		
			基準高	±50			
			幅 b	-40			
			接合 10本当たり	±50			
			施工延長 $L < 150\text{ m}$	-150			
			施工延長 $L \geq 150\text{ m}$	-0.1%			
12-9	ほ場整備土水路工		法勾配 n	±0.1	基準高、法勾配、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。		
			基準高	±100			
			水路幅 b_1	-75			
			天端幅 $b_2 < 1.0\text{ m}$	-50			
			天端幅 $b_2 \geq 1.0\text{ m}$	-100			
			高さ h	-75			
12-10	ほ場整備農地開発土砂道		施工延長 $L < 200\text{ m}$	-400	幹線道路 施工延長50mにつき1箇所の割合で測定 支線道路 施工延長200mにつき1箇所の割合で測定		
			施工延長 $L \geq 200\text{ m}$	-0.2%			
			法勾配 n	±0.1			
			幅	-150			
12-11	敷砂利		厚さ	-45	幅、厚さは延長50mにつき1箇所測定又 200mに1箇所の割り掘起して厚さを測定		土地改良に適用
			施工延長 $L < 50\text{ m}$	-100			
			施工延長 $L \geq 50\text{ m}$	-0.2%			
12-12	ほ場整備整地工 (水田)		基準高 (指定した時)	±150	全耕区、10m方眼点にて測定。 1 表土深は、標高測定又はっぽ塙による 2 基準高及び均平度は標高測定とする。また、基準高は基盤面の高さ、均平度は表土戻し後に測定する。		
			表土深	-20%			
			均平度	±50			
12-13	ほ場整備整地工 (畑地)		基準高 (指定した時)	±200	全筆 測定数は水田に準ずる		
			表土深	-20%			
			均平度	±100			
12-14	ほ場整備畦畔工		畦畔高 h	-50	施工延長200mにつき1箇所の割合で測定 施工延長を示さない場合は1耕区1箇所の割合で測定		
			畦畔幅 b	-50			
			法勾配 n	±0.1			
12-15	ほ場整備農地開発 暗渠排水工		布設深	-75	吸水きょの布設深間隔については上・下流端の2箇所測定ただし1本の布設長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所を測定 集水きょは施工延長40mごとに1箇所の割合で測定延長40m以下は1施工箇所ごとに2箇所測定		
			間隔	±750			
			施工延長 $L < 500\text{ m}$	-1,000			
			施工延長 $L \geq 500\text{ m}$	-0.2%			
12-16	農地造成 (山成畑)		幅及び長さ	±0.5%	長さ幅は1筆当たり1箇所測定 均平度は1筆当たり9箇所測定 耕起深は1筆当たり5箇所つぼ塙して測定		指定した時 Iha当たりおおむね1箇所測定
			耕起幅	±0.5%			
			基準高	±300			
			耕起深 $(果樹)$	-75			
12-17	農地造成 (テラス)		耕起深 $(野菜)$	-15	テラス長100m当り1箇所の割合で測定耕起深は1ha当り10箇所測定するほかつぼ塙1ha当り2箇所行い測定。側溝については土水路に準ずる		
			幅員	-150			
			耕起幅	-150			
			耕起深 $(果樹)$	-75			
12-18	土壤改良		耕起深 $(野菜)$	-15	幅 b		
			土水路	-75			
			高さ	-75			
			PH測定	±0.5	50aにつき1箇所測定 (深さ15cm) 改良剤散布後2週間以上経過してから測定する。		

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
第12編 土地改良編	12-19	表面被覆工	高さ(壁高)	-30	施工延長40mにつき、1箇所。40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		展開図により確認により面積が設計以上であることを確認		
			幅	-30					
			延長	-200					
			厚さ	設計値以上	100m ² につき1回。ただし、延長40mを越えて、施工面積が100m ² に満たない場合は、40mにつき1回とする。 1回当たり3点(側壁2点、底版1点)。		材料使用量を空袋にて確認		
			高压洗浄(品質)	目視による確認					
			外観(品質)	目視による確認	全線	全線			
			中性化速度(中性化強度試験)(品質)	中性化深さ5mm以下 中性化速度係数 18mm/ $\sqrt{\text{年}}$ 以下	<試験方法> JIS A 1153 (4週間)	工法の性能、材料の配合や構造等が変わる毎に実施。 試験報告書記載の試験内容、試験結果を確認し、必要に応じて立会試験を行う。 ・規格値の範囲に収まらない材料は使用してはならない	試験報告書記載の試験内容、試験結果を確認し、必要に応じて立会試験を行う。 ・規格値の範囲に収まらない材料は使用してはならない		
			付着強度(付着強度試験)(品質)	1.5N/mm ² 以上					
			標準条件 多湿条件 低温条件 水中条件 乾湿繰返し条件 温冷繰返し条件	1.0N/mm ² 以上	<試験方法> JSCE-K 561 水中条件における養生条件：教師対策生後、温度20±2°C、相対湿度60±10%で日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル				
			圧縮強度(圧縮強度試験)(品質)	21.0N/mm ² 以上					
			長さ変化率(長さ変化率試験)(品質)	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下	<試験方法> JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度23±2°C、湿度50±5%				
			摩耗深さ(品質)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1.5以下 HPF RCC：2.5以下					
			相対動弾性係数(凍結融解試験)(品質)	85%以上	JIS A 1148 (A法) 凍結融解300サイクル				
			施工	圧縮強度	①試験体の作製： 表面被覆施工中の材料練り混ぜ中のものから採取。 ②試験頻度：500m ² 毎に1回。 <試験方法> JSCE-K 561 試験体：円柱供試体(φ50mm×100mm)等を1回につき3本採取。 作成1日後で脱型し、材齢28日まで20°C±2°Cの水中養生。				
			材料付着力	側壁：個々の試験値が1.0N/mm ² 以上。 底版：3個の試験値の平均値が1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が0.85N/mm ² 以上。	表面被覆後500m ² ごとに3箇所(左右側壁2箇所及び底版)1箇所当たりの試験数は3個 <試験方法> 短軸引張試験				
12-20	目地補修工		延長	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50mにつき1箇所)、施工延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所				
			幅	設計値の90%以上					
			厚さ	目視による確認					
			外観(品質)	全線					
12-21	頭首工(本体)		材料(品質)		材料承認及び使用資材調書及び空袋にて確認する。				
			基準高	±30	構造図の寸法表示箇所を測定する				
			幅	-30					
			天端幅等	-60					
			エプロン部	-60					
12-22	頭首工(護床(異形)ブロック)		厚さ	導流壁、エプロン部	-30				
			高さ	導流壁等	-30				
			長さ	-100					
			基準高	±150	基準高については施工面積100m ² につき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。				
			面積	-0.2%					
12-23	ため池改修工(堤体工)		段切り	高さ H	±100	施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 基準高は中心線及び各端部で測定。			
				幅 B	-150				
			基準高 V	±100					
			堤幅 W	-100					
			法長 L	-100					
			施工延長	-200					
			ゾーン幅 B	刃金土	+500、-0 マイナスアラス盛立を準用	施工延長おおむね20mにつき盛土高さ1m上がるごとに測定する。			
				抱土	-100				
				土工盛土工を準用					
12-24	ため池改修工(洪水吐工)		基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を9mとした場合。		
			幅 B	±30					
			厚さ T	±20					
			高さ H	±30					
			中心線のずれ e	直線部 ±50 曲線部 ±100					
			スパン長 L	直線部 ±20 曲線部 ±30					
			施工延長(又は長さ)	-150					

番号		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第1 2 編 土地 改良 編	12-25	ため池改修工 (埴管工) 同上付帯構造物 土砂吐ゲート等	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		1. 基準高(V)は管底を原則とする。 2. コンクリート二次製品使用の場合である。 3. 底盤がトレンネルの場合は、第12編12-1 水路トンネルに準ずる。 4. 斜面等付帯構造物は、第3編1-3-29場所打水路工に準ずる。 ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。	
			幅 B	-20				
			厚さ T	-20				
			高さ H	-20				
			中心線のずれ e	直線部 ±50 曲線部 ±100				
			施工延長(又は長さ)	-150				
12-26	共通工事 (UAV出来形管理技術及びTLS出来形管理技術の場合)	掘削	平均値	個々の計測値	1. 個々の計測値の規格値には、計測精度として±50mmが含まれている。 2. 計測は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 4. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることは、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			※図中の被線四角部(法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点及び標高方向に±50mm以内に存在する計測点)は、較差の評価から除く
			平場	標高較差 ±100				
			法面(小段含む)	水平または標高較差 ±70				
			天端	標高較差 ±100				
		盛土	法面(小段含む)	標高較差 ±80				
			平均値	個々の計測値				
			基盤造成、表土整地	平場 標高較差 ±50				
12-26	ほ場整備工事 (UAV出来形管理技術及びTLS出来形管理技術の場合)	測定項目は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1~12-25)に定められたものとする。	平均値	個々の計測値	規格値は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1~12-25)に定められたものとする。		掘削、盛土、管水路、開水路の出来形測定対象点は下図のとおりとし、ほ場整備工事及び図示がない工種は、第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1~12-25)に定められた測定箇所とする。	
12-26	共通工事 (出来形管理用TS技術の場合)	ほ場整備工事 (出来形管理用TS技術の場合)	管水路工事 (出来形管理用TS技術の場合)	測定項目は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1~12-25)に定められたものとする。	規格値は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編(12-1~12-25)に定められたものとする。		↓ : 土工における出来形測定対象点	

注) 上記施工管理基準に記載のない工種については、第1編 第1章1-1-27 施工管理基準の規定に従う。